

地域連携パスを患者さんに運用する手順（導入初期の施設用）

1、「愛知県統一がん地域連携パス」運用開始時のプロセス

1) 病院主治医は、患者から「同意書」を取得する。

＊現状では診療報酬請求の点から入院中が望ましい。

2) 主治医（もしくは代理のもの）は連携先の医師に、面談あるいは電話連絡でパス運用について説明の上同意を取得する。

3) 主治医（もしくは代理のもの）は運用開始に当たり、「愛知県統一地域連携パスの構成要素と機能」を参考に「医療者用パス」2冊（病院用と連携施設用）を組み上げ、必要事項を記入する。

＊表紙や「共同診療計画書」の“連携医名”、“患者名”、“大まかな日程（年、月）”など。

4) 主治医（もしくは代理のもの）は運用開始に当たり、「愛知県統一地域連携パスの構成要素と機能」を参考に「患者用パス」を組み上げ、必要事項を記入する。

5) 主治医（もしくは代理のもの）は運用開始に当たり、「同意書」および「医療者用パス」の必要事項、「共同診療計画書」、「患者データ」等をカルテに添付、または取り込む。

6) 主治医（もしくは代理のもの）は運用開始に当たり、必要事項の記載された「医療者用パス」1冊を、連携医に届け、患者情報の詳細とパスの運用方法を直接連携医に説明する。

7) 連携医は「医療者用パス」をカルテに保管。少なくとも「共同診療計画書」、「患者データ」をカルテに添付する。

2、「愛知県統一がん地域連携パス」による診療のプロセス

1) 患者は連携医受診に当たり、「患者用パス」にある「データ記録用紙」の項目のうち、自分で記載できる部分（“体温”、“体重”、“体調”）などを記載する。

2) 患者は日常的な連携医受診に当たり「患者用パス」を持参する。

3) 連携医は、日常診療のデータを「患者用パス」の「データ記録用紙」に転記する。

4) 患者は定期的な病院受診時に、「患者用パス」を持参する。

5) 病院主治医は、定期診療のデータを「患者用パス」の「データ記録用紙」に転記する。

[参考資料]「愛知県統一がん地域連携パス」の綴り方と、施設での保管方法

大腸癌連携パスの構成(綴じ方)

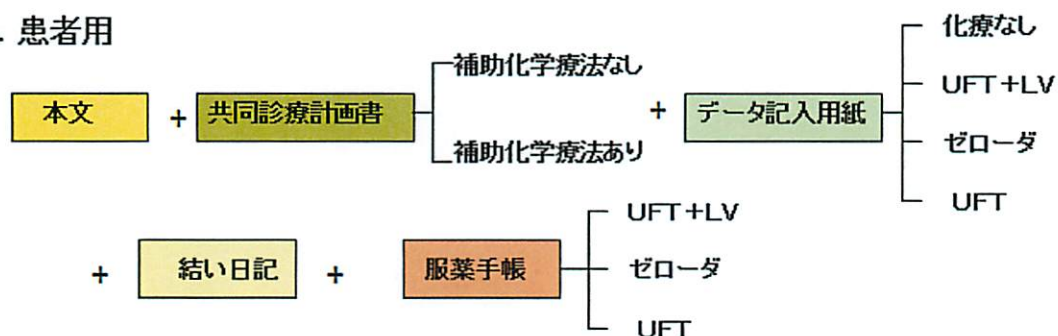
1. 医師用



①同意書 ②本文中の患者データ ③共同診療計画書

基幹病院では①②③をカルテに保管、連携医では少なくとも②③をカルテに保管する。

2. 患者用



*医師用は2種類、患者用は4種類となる

胃癌連携パスの構成(綴じ方)

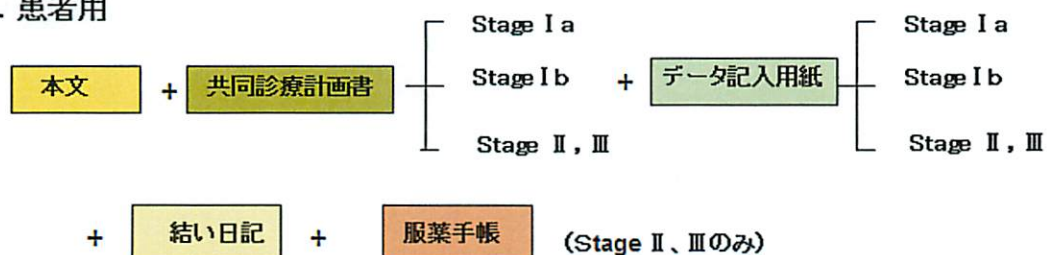
1. 医師用



①同意書 ②本文中の患者データ ③共同診療計画書

基幹病院では①②③をカルテに保管、連携医では少なくとも②③をカルテに保管する。

2. 患者用



*医師用、患者用ともに3種類ずつとなる

肝がん連携パスの構成(綴じ方)

1. 医師用

本文(同意書を含む) + 共同診療計画書

2. 患者用

本文 + 肝がんの状態 + 共同診療計画書 + データ記入用紙
+ 受診予定表 + 自己チェック表 + 結い日記